

公 告

埼金健公告第 21 号

健康保険法第 3 条 4 項に定める任意継続被保険者の
標準報酬月額の上限について下記のとおり公告する。

健康保険法第 4 7 条 2 項に基づく標準報酬月額の上限を
360,000円とする。

令和 8 年 4 月 1 日適用

令和 8 年 3 月 1 日

埼玉しんきん健康保険組合
理事長 松 下 寿 夫



公告期間：公告の日から 7 日間